

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 3
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 4
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 5
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 6

◇ 公 告

- 北九州広域都市計画ごみ処理場の変更案の縦覧【環境局循環社会推進部施設課】 7
- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政局財務部財産活用推進課】 8

◇ 区 役 所

- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【門司区役所市民課】 12
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【門司区役所市民課】 13
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【小倉北区役所市民課】 17
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【小倉北区役所市民課】 18
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【小倉南区役所市民課】 22
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【小倉南区役所市民課】 23

| | |
|------------------------------------|-----|
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【若松区役所市民課】 | 2 7 |
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【若松区役所市民課】 | 2 8 |
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【八幡東区役所市民課】 | 3 0 |
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【八幡東区役所市民課】 | 3 1 |
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【八幡西区役所市民課】 | 3 4 |
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【八幡西区役所市民課】 | 3 5 |
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【戸畑区役所市民課】 | 4 0 |
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【戸畑区役所市民課】 | 4 1 |

◇ 市選挙管理委員会

| | |
|--|-----|
| ○ 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】 | 4 4 |
|--|-----|

北九州市告示第462号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月3日

北九州市長 北 橋 健 治

育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | | 変更年月日 |
|---------------|----------------|------------------|-----------|
| 北九州市立総合療育センター | 旧 | 北九州市小倉南区春ヶ丘10番2号 | 平成30年1月1日 |
| | 新 | 北九州市小倉南区春ヶ丘10番4号 | |

北九州市告示第463号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月3日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|---------------|--------------------|------------|
| フタバ薬局石田店 | 北九州市小倉南区下石田三丁目1番7号 | 平成30年12月1日 |
| タケハラ薬局 | 北九州市戸畑区南鳥旗町3番6号 | 平成30年12月1日 |

北九州市告示第464号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月3日

北九州市長 北 橋 健 治

育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | | 変更年月日 |
|--------------------|----------------|----------------------------|-----------------|
| サンキュードラッグ 東門司薬局 | 旧 | 北九州市門司区東門司一丁目 14番2-101号 | 平成30年1 1月24日 |
| | 新 | 北九州市門司区東門司一丁目 14番20号 | |

北九州市告示第465号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月3日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（精神通院医療）

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|---------------|--------------------|------------|
| フタバ薬局石田店 | 北九州市小倉南区下石田三丁目4番2号 | 平成30年12月1日 |

北九州市公告第 7 7 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

ごみ処理場

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 北九州市小倉北区西港町

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市環境局循環社会推進部施設課

4 縦覧期間

平成 3 0 年 1 2 月 3 日から同月 1 7 日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に平成 3 0 年 1 2 月 1 7 日までに到着するように提出すること。

北九州市公告第780号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

(1) 物件番号4

ア 所在地 若松区響南町1番10ほか1筆

イ 公募地目 雑種地、宅地

ウ 実測面積 7,636.52平方メートル

エ 最低売却価格 1億24万円

(2) 物件番号5

ア 所在地 八幡西区馬場山東三丁目1437番4

イ 公募地目 宅地

ウ 実測面積 9,651.89平方メートル

エ 最低売却価格 8,635万円

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成31年3月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成30年12月31日から平成31年1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札実施要領を交付する場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

公告日から平成31年3月15日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 現地見学会日時

(1) 物件番号4

平成31年1月16日の午前10時から午前11時まで

(2) 物件番号5

平成31年1月17日の午前10時から午前11時まで

5 入札に参加するための要件

(1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

(2) 入札参加申込みは、所定の様式にアからコまでの資料を添付し、持参することにより行わなければならない。

ア 役員一覧

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書で発行後3月以内のものに限る。）

ウ 会社等の定款

エ 会社等の概要

オ 過去3年分の決算報告書

カ 法人税及び消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書（発行後3月以内のものに限る。）

キ 市町村民税、固定資産税及び都市計画税の過去3年分の納税証明書（発行後3月以内のもので本店等の所在地に係るものに限る。）

ク 印鑑証明書（発行後3月以内のものに限る。）

ケ 事業実績に関する調書

コ 土地利用提案書

6 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

平成31年2月6日及び同月7日のそれぞれ午前9時から午後5時まで
来庁日時については、あらかじめ北九州市財政局財務部財産活用推進課
に電話で連絡し調整すること。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

ア 物件番号4 平成31年3月15日 午前10時

イ 物件番号5 平成31年3月15日 午前11時

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市役所地下2階第6入札室

8 入札保証金

(1) 入札価格の100分の10以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

9 入札に参加することができる者の資格

(1) 土地利用に関する事業の実施に必要な知識、技術的能力等を有し、指定期日までに売買代金の支払いが可能であること。また、土地利用に関する事業を、確実かつ速やかに実施できること。

(2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア 北九州市（以下「本市」という。）が行う市有地売払いに関し、（ア）から（オ）までの事実があった後2年を経過していない者

（ア） 入札を取り消されたことがある者

（イ） 落札者として資格を取り消されたことがある者

（ウ） 申込みを取り消されたことがある者

（エ） 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定又は契約規則第2条の規定に該当する者

ウ 法人税又は消費税（地方消費税を含む。）の滞納がある者

エ 過去3年間に市町村民税、固定資産税又は都市計画税の滞納がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

（ア） 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

（イ） 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

（ウ） 次のいずれかに該当する者

a 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与して

いる者

d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

e 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

10 入札の無効

契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

12 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、資格審査の上、売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 受付期間

平成 31 年 4 月 25 日から同年 9 月 6 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

13 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

電話 093-582-2007

北九門公告第 3 4 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、平成 2 9 年度中における門司区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

門司区長 小 石 佐 織

| 当該請求をした 国又は地方公共 団体の機関の名 称 | 請求事由の概要 | 閲覧の年月 日 | 閲覧に係る住民の 範囲 |
|------------------------------------|--------------------|--|----------------|
| 防衛省 | 自衛官等募集に関する 広報宣伝 | 平成 2 9 年 5 月 2 2 日 平成 2 9 年 5 月 2 3 日 | 区内全域 |

北九門公告第 35 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条の 2 第 12 項の規定に基づき、平成 29 年度中における門司区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 3 日

門司区長 小 石 佐 織

| 閲覧申出者 | 利用目的の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|--------------------------------|--|---------------------|---------------------|
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 | 家計の金融行動に関する世論調査（金融広報中央委員会からの委託） | 平成 29 年 5 月 2 日 | 恒見町 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 平和に関する意識調査（日本放送協会からの委託） | 平成 29 年 5 月 9 日 | 大里東一丁目から大里東三丁目まで |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 | 子ども・青少年のスポーツライフに関する調査（公益財団法人笹川スポーツ財団からの委託） | 平成 29 年 5 月 30 日 | 吉志三丁目から吉志六丁目まで及び恒見町 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | テレビ視聴に関する調査（株式会社野村総合研究所からの委託） | 平成 29 年 6 月 2 日 | 田野浦一丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 国民生活に関する世論調査（内閣府からの委託） | 平成 29 年 6 月 2 日 | 丸山二丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 救急に関する世論調査（内閣府からの委託） | 平成 29 年 6 月 28 日 | 鳴竹二丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 障害者に関する世論調査（内閣府からの委託） | 平成 29 年 7 月 25 日 | 鳴竹一丁目 |

| | | | |
|---|--------------------------------------|-----------------|---|
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 (共同申出者) 認可法人日本銀行 情報サービス局 局長 鶴海誠一 | 生活意識に関するアンケート調査 (第72回) | 平成29年 8月28日 | 吉志五丁目及び吉志六丁目 |
| 一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次 | 人権擁護に関する世論調査 (内閣府からの委託) | 平成29年 9月27日 | 大里東四丁目 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 | 平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査 (内閣府からの委託) | 平成29年 10月4日 | 上馬寄一丁目から上馬寄三丁目まで、小松町、下馬寄、新原町、東馬寄及び別院 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 | 青少年を被害から守るための調査 (警察庁からの委託) | 平成29年 10月24日 | 青葉台、泉ヶ丘、稲積一丁目、稲積二丁目、社ノ木一丁目、社ノ木二丁目、大里桃山町、東新町一丁目、東新町二丁目、光町一丁目、光町二丁目及び藤松一丁目から藤松三丁目まで |
| 株式会社インテリサーチ 代表取締役社長 井上孝志 | 家庭部門のCO2排出実態統計調査 (環境省からの委託) | 平成29年 11月2日 | 吉志三丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 防災に関する世論調査 (内閣府からの委託) | 平成29年 11月7日 | 西新町一丁目 |

| | | | |
|--|-----------------------------------|-----------------|---------------|
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 平成29年度男女間における暴力に関する調査（内閣府からの委託） | 平成29年 11月7日 | 藤松二丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 平成29年度食育に関する意識調査（農林水産省からの委託） | 平成29年 11月7日 | 西新町二丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 家族の法制に関する世論調査（内閣府からの委託） | 平成29年 11月15日 | 藤松一丁目 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 | 第3回家計と貯蓄に関する調査（一般財団法人ゆうちょ財団からの委託） | 平成29年 11月27日 | 大字畑 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 自衛隊・防衛問題に関する世論調査（内閣府からの委託） | 平成29年 12月14日 | 高砂町 |
| 株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 加藤 譲 （共同申出者） 日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部 M&S企画部長 西谷圭一 | 2018年全国たばこ喫煙者率調査 | 平成29年 12月19日 | 吉志三丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 飲酒と生活習慣に関する調査（独立行政法人国立病院機構久里浜医療セ | 平成30年 1月11日 | 上藤松三丁目及び藤松三丁目 |

| | | | |
|---|---|----------------|--------------------|
| | ンターからの委託) | | |
| 株式会社R J C リサーチ 代表 取締役 佐野耕 太郎 (共同申出者) 国立大学法人東 京大学大学院 経済学研究科長 持田信樹 | 少子高齢化社会に おける家族・出生 ・仕事に関する全 国調査 | 平成30年 1月26日 | 東新町一丁目及び東 新町二丁目 |
| 株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博 (共同申出者) 認可法人日本銀 行 情報サービ ス局 局長 鶴 海誠一 | 生活意識に関する アンケート調査 (第74回) | 平成30年 2月8日 | 下馬寄及び社ノ木一 丁目 |

北九北公告第164号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項の規定に基づき、平成29年度中における小倉北区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

平成30年12月3日

小倉北区長 鮎川典明

| 当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称 | 請求事由の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|------------------------|----------------|--|------------|
| 防衛省 | 自衛官等募集に関する広報宣伝 | 平成29年 5月23日 平成29年 5月25日 平成29年 5月31日 | 区内全域 |
| 北九州市 | 平成29年国民健康・栄養調査 | 平成29年 8月24日 | 豎町二丁目2番 |

北九北公告第165号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、平成29年度中における小倉北区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

平成30年12月3日

小倉北区長 鮎川典明

| 閲覧申出者 | 利用目的の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|--|---------------------------------|---------------|------------|
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 | 家計の金融行動に関する世論調査（金融広報中央委員会からの委託） | 平成29年 5月2日 | 新高田二丁目 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 （共同申出者） 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 大滝昭彦 | 6月全国個人視聴率調査 | 平成29年 5月2日 | 大字富野及び富野台 |
| 株式会社インテリサーチ 代表取締役社長 井上孝志 | 平成29年度「旅行・観光消費動向調査」（国土交通省からの委託） | 平成29年 5月8日 | 霧ヶ丘三丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 （共同申出者） 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 大滝昭彦 | 2017年6月全国放送サービス接触動向調査 | 平成29年 5月9日 | 白萩町 |
| 株式会社RJC | 国民生活に関する | 平成29年 | 鋳物師町 |

| | | | |
|--|--|----------------|---------------------------------|
| リサーチ 代表 取締役社長 川 田隆太 | 郵送世論調査（内 閣府からの委託） | 6月16日 | |
| 株式会社毎日新 聞社 代表取締 役社長 丸山昌 宏 | 第71回読書世論 調査 | 平成29年 6月27日 | 中井四丁目 |
| 一般社団法人新 情報センター 事務局長 平谷 伸次 （共同申出者） 内閣府 経済社 会総合研究所 所長 西崎文平 | 消費動向調査 | 平成29年 8月4日 | 木町三丁目及び弁天 町 |
| 一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生 | 第10回メディア に関する全国世論 調査（公益財団法 人新聞通信調査会 からの委託） | 平成29年 9月13日 | 熊本二丁目 |
| 株式会社インテ ーグリサーチ 代表取締役社長 井上孝志 （共同申出者） 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵 | 「若者と現役世代 の社会・生活意識 （日常生活と社会 についての意識） 」調査 | 平成29年 9月26日 | 大島二丁目及び下富 野三丁目から下富野 五丁目まで |
| 株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博 （共同申出者） | 11月全国個人視 聴率調査 | 平成29年 10月4日 | 日明三丁目 |

| | | | |
|--|--|---------------------|--|
| 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵 | | | |
| 株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博 | 平成29年度消費 者意識基本調査（ 消費者庁からの委 託） | 平成29年 10月4日 | 今町一丁目 |
| 一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生 （共同申出者） 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵 | メディア利用動向 調査 | 平成29年 10月11 日 | 萩崎町 |
| 一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生 | 文化と国際化につ いての調査（学校 法人大阪商業大学 からの委託） | 平成29年 10月11 日 | 赤坂五丁目及び高浜 二丁目 |
| 一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生 | 紛争経験調査（国 立大学法人東京大 学からの委託） | 平成29年 10月18 日 | 三萩野二丁目 |
| 株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博 | 青少年を被害から 守るための調査（ 警察庁からの委託 ） | 平成29年 10月24 日 | 片野一丁目から片野 五丁目まで及び東篠 崎一丁目から東篠崎 三丁目まで |
| 株式会社ビデオ リサーチ 代表 取締役社長 加 藤 譲 （共同申出者） 日本たばこ産業 株式会社 たば | 2018年全国た ばこ喫煙者率調査 | 平成29年 12月19 日 | 片野新町二丁目及び 清水五丁目 |

| | | | |
|--|--|----------------|--------------------|
| こ事業本部 M & S企画部長 西谷圭一 | | | |
| 一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生 (共同申出者) 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵 | 2018年3月東 京オリンピック・ パラリンピックに 関する世論調査 | 平成30年 1月10日 | 黒原三丁目 |
| 株式会社R J C リサーチ 代表 取締役 佐野耕 太郎 (共同申出者) 国立大学法人東 京大学大学院 経済学研究科長 持田信樹 | 少子高齢化社会に おける家族・出生 ・仕事に関する全 国調査 | 平成30年 1月26日 | 三郎丸一丁目及び三 郎丸二丁目 |
| 一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生 | 第12回生活と意 識についての国際 比較調査(学校法 人大阪商業大学か らの委託) | 平成30年 2月1日 | 篠崎三丁目及び篠崎 四丁目 |
| 株式会社サーベ イリサーチセン ター 代表取締 役 藤沢昌樹 | 平成29年度日本 人の就業実態に関 する総合調査(独 立行政法人労働政 策研究・研修機構 からの委託) | 平成30年 3月1日 | 東篠崎一丁目 |

北九南公告第41号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項の規定に基づき、平成29年度中における小倉南区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

平成30年12月3日

小倉南区長 中本成美

| 当該請求をした 国又は地方公共 団体の機関の名 称 | 請求事由の概要 | 閲覧の年月 日 | 閲覧に係る住民の 範囲 |
|------------------------------------|--------------------|--|----------------|
| 防衛省 | 自衛官等募集に関する 広報宣伝 | 平成29年 5月22日 平成29年 5月23日 平成29年 5月25日 平成29年 5月31日 | 区内全域 |

北九南公告第42号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、平成29年度中における小倉南区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

平成30年12月3日

小倉南区長 中本成美

| 閲覧申出者 | 利用目的の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|--|--|----------------|--------------------------------|
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 | 家計の金融行動に関する世論調査（金融広報中央委員会からの委託） | 平成29年 5月2日 | 津田新町一丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 平和に関する意識調査（日本放送協会からの委託） | 平成29年 5月9日 | 蒲生三丁目及び蒲生四丁目 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 | 子ども・青少年のスポーツライフに関する調査（公益財団法人笹川スポーツ財団からの委託） | 平成29年 5月30日 | 上葛原一丁目、上葛原二丁目、湯川新町三丁目及び湯川新町四丁目 |
| 株式会社インテリサーチ 代表取締役社長 井上孝志 | 支払い意思額測定に関する調査（国立保健医療科学院からの委託） | 平成29年 6月21日 | 横代北町四丁目及び横代北町五丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 （共同申出者） 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵 | 2017年10月東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査 | 平成29年 8月17日 | 沼緑町四丁目 |
| 株式会社日本リ | 生活意識に関する | 平成29年 | 中貫一丁目、中貫二 |

| | | | |
|--|--------------------------------------|----------------|----------------------------------|
| サーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 (共同申出者) 認可法人日本銀行 情報サービス局 局長 鶴海誠一 | アンケート調査 (第72回) | 8月28日 | 丁目及び長野東町 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 (共同申出者) 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵 | I S S P 社会的ネットワークと社会資源に関する国際比較調査 | 平成29年 9月13日 | 葛原東二丁目及び葛原東四丁目 |
| 一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次 | 人権擁護に関する世論調査 (内閣府からの委託) | 平成29年 9月27日 | 沼緑町四丁目 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 | 平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査 (内閣府からの委託) | 平成29年 10月4日 | 企救丘二丁目、企救丘三丁目、志井五丁目、志徳一丁目及び志徳二丁目 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 | 平成29年度消費者意識基本調査 (消費者庁からの委託) | 平成29年 10月4日 | 田原新町二丁目及び田原新町三丁目 |
| 株式会社インテリサーチ 代表取締役社長 井上孝志 | 家庭部門のCO2排出実態統計調査 (環境省からの委託) | 平成29年 11月2日 | 大字高津尾 |
| 一般社団法人中 | 防災に関する世論 | 平成29年 | 吉田にれの木坂一丁 |

| | | | |
|---|-------------------------------------|-------------|------------------------|
| 中央調査社 会長 大室真生 | 調査（内閣府からの委託） | 11月7日 | 目 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 | 第3回家計と貯蓄に関する調査（一般財団法人ゆうちょ財団からの委託） | 平成29年11月27日 | 中曽根五丁目及び中曽根六丁目 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 （共同申出者） 認可法人日本銀行 情報サービス局 局長 鶴海誠一 | 生活意識に関するアンケート調査（第73回） | 平成29年11月27日 | 南方四丁目及び南方五丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 家庭用塩の消費実態に関する調査（公益財団法人塩事業センターからの委託） | 平成29年12月14日 | 守恒一丁目及び守恒三丁目 |
| 株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 加藤 譲 （共同申出者） 日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部 M&S企画部長 西谷圭一 | 2018年全国たばこ喫煙者率調査 | 平成29年12月19日 | 長行東一丁目、上曽根三丁目及び横代北町四丁目 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 | 生活意識に関するアンケート調査（第74回） | 平成30年2月8日 | 志徳一丁目 |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 長 鈴木稲博 (共同申出者) 認可法人日本銀行 情報サービス局 局長 鶴海誠一 | | | |
|---|--|--|--|

北九若公告第 38 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項の規定に基づき、平成 29 年度中における若松区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 3 日

若松区長 古 賀 厚 志

| 当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称 | 請求事由の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|------------------------|----------------|--------------------|------------|
| 防衛省 | 自衛官等募集に関する広報宣伝 | 平成 29 年 6 月 6 日 | 区内全域 |

北九若公告第39号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、平成29年度中における若松区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

平成30年12月3日

若松区長 古賀厚志

| 閲覧申出者 | 利用目的の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|--|--|-----------------|----------------|
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 国民生活に関する世論調査（内閣府からの委託） | 平成29年 6月2日 | 原町 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 障害者に関する世論調査（内閣府からの委託） | 平成29年 7月25日 | 藤ノ木一丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 （共同申出者） 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵 | 2017年10月 東京オリンピック ・パラリンピック に関する世論調査 | 平成29年 8月17日 | 中畑町 |
| 一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次 | 科学技術と社会に関する世論調査（内閣府からの委託） | 平成29年 8月29日 | 高須南一丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 外交に関する世論調査（内閣府からの委託） | 平成29年 10月11日 | 赤島町及び百合野町 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 紛争経験調査（国立大学法人東京大学からの委託） | 平成29年 10月18日 | 高須南三丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 | テレビ視聴に関する調査（株式会社 | 平成29年 11月15日 | 高須北二丁目及び高須北三丁目 |

| | | | |
|---|-------------------------|-----------------|--------------|
| 大室真生 | 野村総合研究所からの委託) | 日 | |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 | 高齢者の健康に関する調査 (内閣府からの委託) | 平成29年 11月27日 | 棚田町、西畑町及び東畑町 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 (共同申出者) 認可法人日本銀行 情報サービス局 局長 鶴海誠一 | 生活意識に関するアンケート調査 (第73回) | 平成29年 11月27日 | 西天神町及び西畑町 |
| 株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 加藤 讓 (共同申出者) 日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部 M&S企画部長 西谷圭一 | 2018年全国たばこ喫煙者率調査 | 平成29年 12月19日 | 二島三丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 社会意識に関する世論調査 (内閣府からの委託) | 平成30年 1月10日 | 高須西一丁目 |

北九東公告第 4 1 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、平成 2 9 年度中における八幡東区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

八幡東区長 高 松 浩 文

| 当該請求をした 国又は地方公共 団体の機関の名 称 | 請求事由の概要 | 閲覧の年月 日 | 閲覧に係る住民の 範囲 |
|------------------------------------|--------------------|---------------------|----------------|
| 防衛省 | 自衛官等募集に關する 広報宣伝 | 平成 2 9 年 6 月 6 日 | 区内全域 |

北九東公告第42号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、平成29年度中における八幡東区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

平成30年12月3日

八幡東区長 高松 浩文

| 閲覧申出者 | 利用目的の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|---|---|----------------|----------------------------------|
| 株式会社インテ ーゼリサーチ 代表取締役社長 井上孝志 | 平成29年度「旅 行・観光消費動向 調査」（国土交通 省からの委託） | 平成29年 5月8日 | 天神町 |
| 一般社団法人新 情報センター 事務局長 平谷 伸次 | 娯楽と生活習慣に 関する調査（国立 病院機構久里浜医 療センターからの 委託） | 平成29年 5月16日 | 荒手一丁目 |
| 株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博 （共同申出者） 認可法人日本銀 行 情報サービ ス局 局長 鶴 海誠一 | 生活意識に関する アンケート調査（ 第71回） | 平成29年 5月30日 | 宮田町、宮の町一丁 目、宮の町二丁目及 び桃園一丁目 |
| 一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生 | テレビ視聴に関す る調査（株式会社 野村総合研究所か らの委託） | 平成29年 6月2日 | 尾倉三丁目 |
| 株式会社R J C リサーチ 代表 取締役社長 川 田隆太 | 国民生活に関する 郵送世論調査（内 閣府からの委託） | 平成29年 6月16日 | 高見二丁目 |

| | | | |
|---|--|---------------------|---|
| 一般社団法人新 情報センター 事務局長 平谷 伸次 | 第12回薬物使用 に関する全国住民 調査（国立研究開 発法人国立精神・ 神経医療研究セン ターからの委託） | 平成29年 8月29日 | 桃園二丁目 |
| 一般社団法人新 情報センター 事務局長 平谷 伸次 | 科学技術と社会に 関する世論調査（ 内閣府からの委託 ） | 平成29年 8月29日 | 山王三丁目 |
| 一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生 | 紛争経験調査（国 立大学法人東京大 学からの委託） | 平成29年 10月18 日 | 中尾三丁目 |
| 一般社団法人輿 論科学協会 理 事長 大宮泰三 | 平成29年通信利 用動向調査（総務 省からの委託） | 平成29年 11月24 日 | 荒生田一丁目から荒 生田三丁目まで、勝 山一丁目、中央二丁 目及び松尾町 |
| 株式会社ビデオ リサーチ 代表 取締役社長 加 藤 讓 （共同申出者） 日本たばこ産業 株式会社 たば こ事業本部 M & S企画部長 西谷圭一 | 2018年全国た ばこ喫煙者率調査 | 平成29年 12月19 日 | 東田二丁目 |
| 一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生 （共同申出者） 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 | 2018年3月東 京オリンピック・ パラリンピックに 関する世論調査 | 平成30年 1月10日 | 白川町 |

| | | | |
|------------------------|---|----------------|--------------|
| 吉田理恵 | | | |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 飲酒と生活習慣に関する調査（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターからの委託） | 平成30年 1月11日 | 祝町一丁目及び祝町二丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 平成29年度「国語に関する世論調査」（文化庁からの委託） | 平成30年 2月1日 | 日の出二丁目 |

北九西公告第 25 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項の規定に基づき、平成 29 年度中における八幡西区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 3 日

八幡西区長 池 上 修

| 当該請求をした 国又は地方公共 団体の機関の名 称 | 請求事由の概要 | 閲覧の年月 日 | 閲覧に係る住民の 範囲 |
|------------------------------------|--------------------|---|----------------|
| 防衛省 | 自衛官等募集に関する 広報宣伝 | 平成 29 年 6 月 7 日 平成 29 年 6 月 12 日 | 区内全域 |

北九西公告第26号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、平成29年度中における八幡西区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

平成30年12月3日

八幡西区長 池上修

| 閲覧申出者 | 利用目的の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|--|---------------------------------|----------------|-------------|
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 | 家計の金融行動に関する世論調査（金融広報中央委員会からの委託） | 平成29年 5月2日 | 穴生四丁目 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 （共同申出者） 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 大滝昭彦 | 6月全国個人視聴率調査 | 平成29年 5月2日 | 上の原四丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 （共同申出者） 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 大滝昭彦 | 2017年6月全国放送サービス接触動向調査 | 平成29年 5月9日 | さつき台二丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 国民生活に関する世論調査（内閣府からの委託） | 平成29年 6月2日 | 藤田四丁目及び八千代町 |
| 株式会社毎日新聞社 代表取締役 | 第71回読書世論調査 | 平成29年 6月19日 | 則松六丁目 |

| | | | |
|---|--|----------------|-----------|
| 役社長 丸山昌宏 | | | |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 「社会と生活に関する意識」調査（日本放送協会放送文化研究所からの委託） | 平成29年 6月28日 | 浅川台三丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 救急に関する世論調査（内閣府からの委託） | 平成29年 6月28日 | 南鷹見町 |
| 一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次 | 移植医療に関する世論調査（内閣府からの委託） | 平成29年 8月17日 | 紅梅三丁目 |
| 一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次 | 暮らしと社会に関する意識調査（国立大学法人兵庫教育大学からの委託） | 平成29年 8月29日 | 引野一丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 第10回メディアに関する全国世論調査（公益財団法人新聞通信調査会からの委託） | 平成29年 9月13日 | 瀬板二丁目 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 （共同申出者） 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵 | 11月全国個人視聴率調査 | 平成29年 10月4日 | 小鷺田町 |
| 株式会社日本リ | 平成29年度消費 | 平成29年 | 千代一丁目及び千代 |

| | | | |
|--|---------------------------------|-----------------|---|
| サーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 | 者意識基本調査（消費者庁からの委託） | 10月4日 | 二丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 （共同申出者） 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵 | メディア利用動向調査 | 平成29年 10月11日 | 大字永犬丸、春日台六丁目及び鷹見台三丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 外交に関する世論調査（内閣府からの委託） | 平成29年 10月11日 | 鷹見台一丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 紛争経験調査（国立大学法人東京大学からの委託） | 平成29年 10月18日 | 野面一丁目 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 | 青少年を被害から守るための調査（警察庁からの委託） | 平成29年 10月24日 | 岸の浦一丁目、岸の浦二丁目、幸神一丁目から幸神四丁目まで、西神原町、西鳴水二丁目、東神原町、東鳴水一丁目から東鳴水五丁目まで及び南八千代町 |
| 株式会社インテジリサーチ 代表取締役社長 井上孝志 | 家庭部門のCO2排出実態統計調査（環境省からの委託） | 平成29年 11月2日 | 浅川二丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 平成29年度男女間における暴力に関する調査（内閣府からの委託） | 平成29年 11月7日 | 折尾四丁目 |
| 一般社団法人中 | 平成29年度食育 | 平成29年 | 鷹見台二丁目 |

| | | | |
|---|---|---------------------|--|
| 中央調査社 会長 大室真生 | に関する意識調査 (農林水産省からの委託) | 11月7日 | |
| 一般社団法人新 情報センター 事務局長 平谷 伸次 | 平成29年度土地 問題に関する国民 の意識調査(国土 交通省からの委託) | 平成29年 11月10 日 | 東鳴水二丁目 |
| 一般社団法人興 論科学協会 理 事長 大宮泰三 | 平成29年通信利 用動向調査(総務 省からの委託) | 平成29年 11月14 日 | 穴生四丁目、陣原三 丁目、千代四丁目、 千代五丁目及び南八 千代町 |
| 一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生 | テレビ視聴に関す る調査(株式会社 野村総合研究所か らの委託) | 平成29年 11月15 日 | 本城一丁目及び本城 二丁目 |
| 一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生 | 家族の法制に関す る世論調査(内閣 府からの委託) | 平成29年 11月15 日 | 大浦二丁目 |
| 株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博 | 高齢者の健康に関 する調査(内閣府 からの委託) | 平成29年 11月27 日 | 茶屋の原二丁目から 茶屋の原四丁目まで 及び馬場山緑 |
| 株式会社ビデオ リサーチ 代表 取締役社長 加 藤 譲 (共同申出者) 日本たばこ産業 株式会社 たば こ事業本部 M & S企画部長 西谷圭一 | 2018年全国た ばこ喫煙者率調査 | 平成29年 12月20 日 | 上上津役五丁目、三 ヶ森二丁目及び高江 四丁目 |
| 株式会社オノフ | 平成29年度人生 | 平成29年 | 陣原三丁目、千代ヶ |

| | | | |
|--------------------------------|--|------------|--------------------|
| 代表取締役 安宅正晴 | の最終段階における医療に関する意識調査（厚生労働省からの委託） | 12月22日 | 崎三丁目、本城東一丁目及び若葉三丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 社会意識に関する世論調査（内閣府からの委託） | 平成30年1月10日 | 藤原三丁目及び藤原四丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 飲酒と生活習慣に関する調査（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターからの委託） | 平成30年1月11日 | 岩崎三丁目及び岩崎四丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 平成29年度「国語に関する世論調査」（文化庁からの委託） | 平成30年2月1日 | 岩崎二丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 第12回生活と意識についての国際比較調査（学校法人大阪商業大学からの委託） | 平成30年2月1日 | 千代ヶ崎三丁目 |
| 株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤沢昌樹 | 平成29年度日本人の就業実態に関する総合調査（独立行政法人労働政策研究・研修機構からの委託） | 平成30年3月1日 | 本城学研台二丁目 |

北九戸公告第 3 1 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、平成 2 9 年度中における戸畑区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

戸畑区長 濱 武 志

| 当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称 | 請求事由の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|------------------------|-------------------|-----------------------|------------|
| 防衛省 | 自衛官等募集に関する広報宣伝 | 平成 2 9 年 5 月 2 2 日 | 区内全域 |
| 北九州市 | 平成 2 9 年国民健康・栄養調査 | 平成 2 9 年 8 月 2 4 日 | 椎ノ木町 1 1 番 |

北九戸公告第 3 2 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 1 条の 2 第 1 2 項の規定に基づき、平成 2 9 年度中における戸畑区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

戸畑区長 濱 武 志

| 閲覧申出者 | 利用目的の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|--|-------------------------------------|-----------------------|----------------|
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 (共同申出者) 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 大滝昭彦 | 6 月全国個人視聴率調査 | 平成 2 9 年 5 月 2 日 | 観音寺町 |
| 一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次 | 娯楽と生活習慣に関する調査（国立病院機構久里浜医療センターからの委託） | 平成 2 9 年 5 月 1 6 日 | 牧山二丁目 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 (共同申出者) 認可法人日本銀行 情報サービス局 局長 鶴海誠一 | 生活意識に関するアンケート調査（第 7 1 回） | 平成 2 9 年 5 月 3 0 日 | 菅原一丁目から菅原四丁目まで |
| 一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 | 移植医療に関する世論調査（内閣府からの委託） | 平成 2 9 年 8 月 1 7 日 | 東大谷一丁目 |

| | | | |
|--|--|-----------------|-----------|
| 伸次 | | | |
| 一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次 | 第12回薬物使用に関する全国住民調査（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターからの委託） | 平成29年 8月29日 | 初音町 |
| 一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次 | 平成29年度土地問題に関する国民の意識調査（国土交通省からの委託） | 平成29年 11月10日 | 西大谷一丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | テレビ視聴に関する調査（株式会社野村総合研究所からの委託） | 平成29年 11月15日 | 幸町及び新池二丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 家族の法制に関する世論調査（内閣府からの委託） | 平成29年 11月15日 | 浅生三丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 自衛隊・防衛問題に関する世論調査（内閣府からの委託） | 平成29年 12月14日 | 小芝二丁目 |
| 株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 加藤 譲 （共同申出者） 日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部 M&S企画部長 西谷圭一 | 2018年全国たばこ喫煙者率調査 | 平成29年 12月19日 | 初音町 |
| 株式会社サーベ | 社会意識に関する | 平成29年 | 丸町三丁目 |

| | | | |
|----------------------|------------------------|------------|------------|
| イリサーチセンター 代表取締役 藤沢昌樹 | 郵送世論調査（内閣府からの委託） | 12月26日 | |
| 一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 | 社会意識に関する世論調査（内閣府からの委託） | 平成30年1月10日 | 三六町及び千防三丁目 |

北九州市選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

平成30年12月3日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日高義隆

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万6,012人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育長又は教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

20万71人

3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万8,236人

小倉北区 5万815人

小倉南区 5万8,595人

若松区 2万3,111人

八幡東区 1万9,107人

八幡西区 7万526人

戸畑区 1万6,468人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項

(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
13万3,428人